

平成30年11月5日開催

第17回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

## 第17回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月5日(月)午後1時32分から午後4時10分まで

2 開催場所 高崎市市役所17階 第171会議室

3 出席委員(25人)

1番	清水 静枝	2番	津久井 一義
3番	浦恩城 由子	4番	佐藤 勲
5番	青木 好記	6番	塚越 正敏
7番	寺崎 正親	8番	今井 隆
9番	須田 直子	10番	中澤 勝人
11番	高田 正巳	12番	中沢 幸子
13番	井田 裕	14番	大河原 藤雄
15番	塚越 勤	16番	生方 富行
17番	飯塚 大輔	18番	岸 吉郎
19番	石井 多加志	20番	乾 邦明
21番	植杉 誠	22番	吉田 松代
23番	中島 隆夫	24番	新井 元
25番	福田 敬一		

4 欠席委員 なし

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	堀越 修
係長	竹内 礼己
主任主事	武藤 元
主事	千葉 俊哉
主事	高橋 拳斗

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第9号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱  
に関する規程の一部改正について
- 日程第11 報告第1号 農地利用最適化推進委員の募集について
- 日程第12 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん結果につい  
て
- 日程第13 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受  
理について
- 日程第14 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受  
理について
- 日程第15 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第16 報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決  
処分について

◎開 会

午後 1時32分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、皆さん、定刻になりました。開会に先立ちまして、会長のほうからご挨拶をよろしくお願いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。今日は、本当に風もなく穏やかな日になりました。天気予報では曇り続きだなんて言っていたのですけれども、いい陽気になりまして、仕事もいろいろ気がもめる中ではないかと思えます。

ところで、12月30日からTPP11が発効されるということで、これからどういうふうになりますか。どれほどの農畜産物の輸入が増えるかわかりませんが、本当に農業者は不安なこれから毎日を過ごすようなこととなると思えます。畜産関係も、だんだん、だんだん関税が撤廃されるということで、将来的に不安なところがあると思えますけれども、そのとき、そのときにならないとなかなかその時点で対応できる、そういうことは難しいと思えます。たまたま高崎にもジェトロという輸出の関係の窓口ができて、市長さんも本当に一生懸命やっただきまして高崎に誘致したわけですが、これからは輸出関係のことも考えていろいろ皆さんで知恵を出し合ってやっていかないとだめだとは思っておるわけです。

それでは、本題に入りますけれども、審議の数が多いということで、途中で1度小休止を入れます。多分終わるころには日が暮れるかなと思うのですけれども、帰って外仕事はちょっと無理だと思いますが、最後までよろしく願い申し上げまして挨拶といたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。本日の出席委員は、全員出席しております。過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命について指名します。

まず初めに、議事録署名委員を指名してよいか皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号、5番、青木好記委員並びに20番、乾隆明委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の武藤主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行に入りますけれども、携帯等鳴らないようお願いいたします。また、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、平成30年4月23日許可、高農委指令第1011号でございます。契約内容につきましては売買、転用目的は一般住宅、取り消しの理由につきましては、計画見直しのためとのことでございます。取り消し後の申請につきましては、議案書25ページ、5条申請、議案第5号ナンバー12が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、目的は一般住宅でございます。平成18年2月21日許可、高農委指令第203号でございます。変更の理由につきましては、転用実行者が死亡したためとのことでございます。変更後の申請につきましては、目的は太陽光発電設備設置用地でございます。関連案件として、議案書17ページ、4条申請議案第4号ナンバー3が提出されております。

2番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、目的は出入り口及び露天駐車場でございます。昭和62年1月20日許可、群馬県指令西農第2927号でございます。変更の理由につきましては、資金の都合で計画を実行できなかったためとのことでございます。変更後の契約内容につきましては売買、目的は一般住宅でございます。関連案件として、議案書28ページ、5条申請議案第5号ナンバー26が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成27年12月22日許可、高農委指令第1488号でございます。また、こちら一時転用の案件となりまして、一時転用期間は、平成27年12月22日から平成30年12月21日の3年間でございます。また、変更の理由につきましては、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためとでございます。また、変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、一時転用期間は平成30年12月22日から平成40年12月21日の10年間でございます。また、関連案件といたしましては、変更後の3条の地上権の設定であります議案書11ページ、議案第3号ナンバー6、変更後の5条の太陽光の支柱部分の申請であります議案書21ページ、議案第5号ナンバー2でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成27年12月22日許可、高農委指令第1489号でございます。また、一時転用期間は、平成27年12月22日から平成30年12月21日の3年間でございます。変更の理由につきましては、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためとでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、一時転用期間以降は先ほどの3番と同様になります。また、関連案件といたしまして、議案書12ページ、議案第3号ナンバー7、議案書22ページ、議案第5号ナンバー3でございます。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容と転用目的は不明でございまして、昭和45年6月17日許可、群馬県指令西農第4255号でございました。変更の理由につきましては、婚姻により夫の住居に居住することとなったためとでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書34ページ、議案第5号ナンバー44が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農するに当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。こちらの譲受人につきましては、現在22歳で木部のトマト農家で研修を受けているところでございます。

それでは、営農計画書の審議資料をご覧いただきたいと思います。農地法第3条許可申請ナンバー1審議資料になります。まず、1の就農の動機でございますけれども、高校で3年間農業を勉強しまして、その経験から野菜の栽培に興味を持ったことから農業を志したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想につきましては、作付面積20アールのハウスで大玉のトマトの栽培を行いたいとのことでございます。

また、申請地につきましては、既にハウスがありまして、そちらを修繕して使う計画でございます。出荷先につきましては、JAのトマト選果場を計画しているとのことでございます。

続きまして、3の職歴及び農業経験でございますけれども、高校で3年間農業を学んだ後、野菜の栽培、加工、販売を行っている会社で2年2カ月間勤めまして、現在は木部町のトマト農家にて1年9カ月間、大玉トマトの栽培研修を受けているとのことでございます。

続いて、4の農業経営の概要でございますけれども、目標年次は5年で設定されております。当初時は本人と、本人のお父さん、二人でやっていくという計画になっておりますけれども、お父さんのほうは仕事をしているということで、忙しいときに手伝ってもらおうという計画でございます。目標時の5年後につきましては、パートの方を雇っていく計画でございます。

続いて、(2)の経営土地面積につきましては、当初面積が50アール、また5年後の目標年次につきましても、50アールで計画をしております。

1枚おめくりください。作目構成でございますけれども、メインは大玉のトマト30アール、こちらはハウス面積にしますと20アールでございます。それから、露地野菜と水稲につきましては自家消費で計画をしております。

続いて、作付計画でございますけれども、大玉トマトは9月から定植を始めまして、翌年の6月までを計画をしております。露地野菜につきましては1年間、水稲は米の時期のみということでございます。

続いて出荷計画ですけれども、こちらは木部のトマト選果場を通しての出荷でございます。

続いて、経営試算でございますけれども、大玉トマトが当初は総生産量1,700キログラムで収益が

52万8,700円。目標5年後につきましては、総生産量が3万4,000キロで収益が1,057万4,000円で目標を立てております。

続いて、経費及び所得でございますけれども、当初は、経費のほうがかりますので所得はマイナスで170万円、目標時については555万円で目標を立てております。

1枚おめくりください。資金計画でございますけれども、運転資金として、まず自己資金が470万円と借入入れが450万程度。それから、生活費の自己資金については96万円の預貯金があるということでございます。

続いて、経営開始時の資本装備ですけれども、トラクター、軽トラについては既に所有しているということで、それ以外については、動力噴霧器、貯湯タンク、それからかん水設備を追加で購入しまして、あとハウスの修繕で180万ほどの計画をしております。

それから、補足説明になるのですけれども、申請者の方は認定新規就農者の資格をとってございまして、次世代人材投資資金の補助金を受け取る予定でございまして、最大で年間150万円、5年間受け取れる制度となっております。当初時は、計画でマイナス所得となりますが、そういった補助金を使いながら経営していくということでございます。

1枚おめくりいただきまして、以降は細かい経営試算になっておりますので、参考にご覧ください。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回、調査は4班ですので、調査班長の大河原委員から報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と代理人の計2名の出席でした。

質問1 木部町のトマト農家で、昨年4月から研修を受け始めて、現在も研修中とのことですが、一通りの栽培方法は習得したのですか。

回答 昨年の植えつけから一通りのことを研修しましたが、来年の3月末までは継続して研修を受けることになっています。

質問2 手伝いは、お父さんのみの計画ですが、人手は足りませんか。また、将来的にはパートを雇う計画のようですか。

回答 営農計画書では私自身の従事日数を250日としていますが、実際にはもう少し増えることになると考えています。パートについては、あくまで計画となります。

質問3 トマトの収穫時期はいつ頃になりますか。

回答 11月末から翌年の6月頃までを見込んでいます。



質問4 大玉トマトを栽培する計画ですが、ミニトマトは考えていないのですか。

回答 ミニトマトは大玉より手間も人手もかかると聞いていますので、今のところ考えていません。将来的には経営が軌道に乗ったら考えてみようと思っています。

質問5 設置してあるハウスを直して使うとのことですが、大規模な修繕が必要になるのですか。

回答 カーテンの交換やガラスなども一部割れているので、修繕費には180万円ほどを見込んでいます。また、暖房設備はあるのですが、燃料タンクがないので新たに2基設置する計画です。

質問6 木部のトマト農家も減ってきているので、若い方にぜひ頑張ってもらいたいと思います。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。

この作目構成というところで、当初時、大玉30アールとあるのだけれども、これはどういう。露地もあるのか。

○事務局 トマトについては、30アールの土地に20アールのハウスが建っているということにして、基本的にはハウスでの栽培という計画になっております。

○会長 総面積が30アールで、そこに20アールのハウスがあるということですか。

○事務局 はい。

○会長 それなもので、これは随分最初20アールでこの生産量、目標時と随分違うのだけれども、本数的にあれば、まだそれほど当初時は収量でも何でも、キロ数でも随分少ないけれども。

○事務局 当初時は始めたばかりというところもありまして、本数自体も減らした形で栽培をするという計画です。また、なれてきて人手も使えるようになったら、その分を増やしていくというような計画でございます。

○会長 よくわかりました。

○事務局 皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 いいですね。それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、リハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請地を買い受けたという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、妹より管理を任されている申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

5番 契約内容は売買、管理している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年12月22日から平成40年12月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー3及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件でございます。また、本案件は営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

7番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、本案件につきましては一時転用の案件となりまして、設定期間が平成30年12月22日から平成40年12月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー4、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用でございます5条許可申請、議案書22ページ、議案第5号ナンバー3が関連案件でございます。また、本案件につきましても、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

8番につきましては、次のページ、13ページの9番、10番と関連している案件ございまして、8番から10番、3件につきましては、営農型太陽光の更新の案件ございまして、営農者が同一の申請のため一括してご説明させていただきます。なお、こちらの3条申請につきましては、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請とセットになっておりまして、5条申請のほうを個別案件とさせていただいておりますので、詳細につきましてはそちらでご説明させていただきます。

また、議案書の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。訂正箇所につきましては、ナンバー8、9、10の申請の理由欄の一時転用の期間でございまして、H33年となっておりますのをH31年に訂正をお願いいたします。ナンバー8、9、10の3件の一時転用期間のH33年からH31年に訂正をお願いいたします。訂正の理由につきましては、本日の総会に先立って開催されました事前調査及び北部地区事前協議におきまして、申請地の営農状況から一時転用期間を最長の3年間から今回1年間のほうに短縮し、来年再度営農状況を確認すべきではないかのご意見をいただきまして、

その旨、事務局が代理人にお伝えしましたところ、委員さんのご指導のとおり、転用期間を1年短縮した上でご審議願いたいとのことでしたので、議案書の訂正をお願いさせていただきました。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

8番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年12月20日から平成31年12月19日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、議案書22ページ、5条許可申請、議案第5号ナンバー4が関連案件でございます。

9番 契約内容は地上権、申請の理由以降につきましては、先ほどの8番と同様でございます。なお、議案書23ページ、5条許可申請、議案第5号ナンバー5が関連案件となっております。

10番 契約内容は地上権、先ほどと同じく申請の理由以降につきましては、8番、9番と同様でございます。議案書23ページ、5条許可申請、議案第6号ナンバー6が関連案件でございます。

11番 契約内容は贈与、以前より管理を任されている申請地を本家より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年11月22日から平成40年11月21日までの10年間でございます。なお、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用でございます5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー7が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の新規での一時転用申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

13番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を兄より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、借り受けている農地と管理している農地を合わせて祖母より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、死因贈与契約の効力が発生したことにより申請地を祖父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、経営農地に近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、一括案件につきましては16件でございます。また、この16件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またそのただし書きに該当するため許可要件の全てを満たしていることをご報告いたします。

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。なお、今回、ナンバー8、9、10ですか。過日の北部の事前協議におきまして、委員の皆様からちょっと3年は無理だと。今までの経緯から見て無理だということ。いろいろそんな意見が出まして、今回事務局もそのような説明に至ったわけなのですけれども。それはそれとして、この15番の死因贈与とわかりましたか。南部の人、いいですか。はい。

何か質疑、皆様のほうからございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がなければ許可とすることにいたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 相続にて取得した住宅用地と隣接する申請地を庭として使用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地678.35平米と一体利用の計画でございます。

2番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、先にご審議いただきました計画変更申請、議案第2号ナンバー1の関連案件でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。山林143.41平米と一体利用の計画でございます。

5番 格納庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。なお、宅地1,021.48平米と一体利用の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ござ

います。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 近隣の方に駐車場として貸し付けたく申請地を貸露天駐車場として整備したいという貸露天駐車場の申請でございます。

10番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー7、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、まず初めに、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、砂利採取用地として申請地を借り受けて一時転用したいという砂利採取の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は平成30年12月1日から平成32年11月30日までの2年間でございます。

それでは、別添、審議資料をご覧いただきたいと思っております。農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

済みません、2枚目からご覧いただきたいのですけれども、2枚目が周辺状況図でございます。申請地は赤で塗られた申請箇所と書かれたところでございます。方向は、上が北になりまして、高崎市立南八幡小学校から北東に140メートル、阿久津浄水場から南に340メートルに位置しております。申請地は、10ヘクタール以上の集団農地の中にありまして、農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら公図でございます。地積と所有者が記入されている筆が申

請地でございます。また、隣接する土地で申請地のほうから外れております2筆については、土地所有者から周囲の砂利採取計画への同意書をいただいております。

公図を引き続きご覧いただき、赤く塗られたところが公衆用道路でございまして、水色で塗られたところが水路でございます。

周囲の農地につきましては、全て田でございます。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございます。緑で塗られた箇所が掘削する砂利採取箇所でございます。黄色で塗られたところが土地境界からの申請地内に設定する保安用地でございます。保安用地については、2メートルから3メートルほど設ける計画でございます。

保安箇所の黄色く塗られた部分、一部赤く塗られたところがあるのですが、こちらのほうがダンプ等の出入り口でございます。

採取箇所は、4つに区画のほうに分かれておりまして、内側の太い黒線、ご確認いただけるかと思うのですが、黒線の中が一番深く掘削する箇所でございます。黒線から保安用地までが法面になりまして、安定勾配をとって崩れにくくする計画になっております。表土については、それぞれの区画内に保管いたします。また、外周に1.8メートルの防護柵を設置いたしまして、人が入らないような対策を行います。ただ、A工区の1と2の間、水路がございますけれども、こちらのほうは防護柵をしてしまいますと、水路のほうが見えなくなってしまうということで有刺鉄線で区切るとのことでございます。

1枚おめくりください。このページ以降については、申請地の横断面図でございます。掘削予定地は、各保安用地から周囲に10メートル程度の安定勾配を設けまして、その内側を掘削する計画でございます。また、掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取量は7万1,112立米でございます。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の手土を購入いたしまして埋め戻しを行い、表土を復元し、耕作できる状態にした上で、所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利については、埼玉県の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の管理責任者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 申請地の北側で、現在も砂利採取を行っていますが、状況はどうですか。

回答 そちらについては、採取はほぼ終わっています。あとは、農地に復元し、所有者にお返しします。

質問2 所有者に返した後も、田植えの手伝いをすると聞いていますが、譲受法人が田植えを行うのですか。

回答 所有者に返した後も、弊社で3年間は田植えの手伝いをします。農地への復元に埋め土をするため、土地が落ちつくまで専用の機械でならしながら田植えをします。通常だと3年で普通に作付できるようになります。

質問3 砂利採取の協力を得られなかった土地が2筆あると伺っています。申請地に隣接する農地になりますので、影響がないようにお願いします。

回答 砂利採取法に従い、隣地との境界から2メートル以上の保安距離をとりますので影響はないと思います。また、今までも問題などは起きていません。

質問4 図面を見ると、水路の上をトラックがまたぐところが1カ所あります。水路に影響がないように対策をしてください。万が一水路が破損してしまった場合は、速やかに対応するようにお願いします。

回答 はい、わかりました。

質問5 申請地の近くに小学校と幼稚園がありますので、安全対策はしっかりしてください。また、学校と幼稚園には事前に説明をお願いします。

回答 はい、わかりました。

質問6 工事の時間帯は決まっているのですか。

回答 午前8時から午後5時までです。ただ、通学時間帯については通学路に影響がないように調整いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、ナンバー1につきましては、異議がなければ許可相当として、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成30年12月22日から平成40年12月21日までの10年間でございま

す。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー3番及び地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第3号ナンバー6が関連案件でございます。なお、第3条の地上権設定の許可とこちらの第5条の許可の審議につきましては一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2、審議資料をご覧いただきたいと思います。

1枚目は位置図でございます。図面中央でございます赤く囲まれた箇所が今回の申請地でございます、群馬県立農林大学校から南西に200メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地の周辺につきましては、農振農用地が広がる区域でございます、申請地自体も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図でございます。こちら図面の向きが変わりまして、図面左が北となります。こちら少し見にくいのですが、赤枠で囲まれている5筆が今回の申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら4枚目及び次の5枚目が土地の利用計画図でございます。今回更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおりに太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積18.40平米が今回の一時転用の対象でございます。また、計画発電量は330.12キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目につきましては太陽光パネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高が2.1メートルでございます、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地及びその農地を一体として営農を行う農地につきましては、今回カボチャを栽培する計画でございます。申請地には前回フキを作付しておりましたが、譲受法人の系列グループのほうからカボチャの需要が増加しているためカボチャの生産を増やしてほしいという要望がございまして、今回更新時に作物をカボチャへと変更するものでございます。また、現在につきましては、申請地の一部のみ試験的にカボチャが植えられている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、上段が年間の営農計画でございます。こちらに記載のありますとおり、2月、3月と土づくりを行い、播種、定植を経まして8月から9月にかけて収穫を行う計画でございます。また、除草につきましては適宜行うとのことで、2年目以降につきましても同様の計画でございます。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでございます、また本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち作付予定のカボチャにつきましても9年の経験がございます。



1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、カボチャはつる性の植物でございます、圃場全体を覆うように生育することから日照は十分確保でき、またパネル下での栽培でも支障はないと考えられます。また、支柱につきましても、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートル、間隔も3メートルであることから使用予定の農業機械も入ることができ、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

また、下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます、こちらはぐんまアグリネットの資料を根拠に、見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらの写真につきましては、同譲受法人が高崎市内の別の圃場で栽培しているカボチャの現地の写真でございます、撮影日につきましては8月22日とのことでございます。こちら参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長の報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新に合わせて、作物をフキからカボチャに変更するとのことですが、理由は何ですか。また、カボチャの種類は何ですか。

回答 当社の方針により、現在需要が高まっているカボチャを生産してほしいとの消費部門からの注文がありましたので、作物の変更を行いました。カボチャの種類についてはエビスです。

質問2 圃場の面積がかなりありますが、全面をカボチャに変更するのですか。

回答 はい。圃場全面でカボチャを栽培する計画です。

質問3 パネル下での栽培で、カボチャの生育に影響はないのですか。

回答 既に、別の営農型圃場でハクシャクカボチャを栽培しており、一時転用の更新もいただいています。エビスカボチャについても、試験的にそちらで栽培しており、生育に問題はありませんでした。なお、こちらの圃場では光を透過するパネルを使用していますので問題はないと思います。

質問4 カボチャは連作障害がなく、10年間毎年栽培できるのですか。

回答 別の圃場でも今のところ連作障害はなく、毎年栽培ができています。

質問5 出荷先はどちらですか。

回答 当社の商品部門からは首都圏で販売すると聞いています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。

ナンバー2についてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成30年12月22日から平成40年12月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー4、地上権設定の3条許可申請でございます議案書12ページ、議案第3号ナンバー7が関連案件でございます。なお、第3条の地上権設定の許可申請及びこちらの第5条の許可の審議につきましては一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。1枚目は位置図でございます。図面右にございます赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます、県立農林大学校より東に約0.6キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地の周辺は、農振農用地が広がっておりまして、本申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、図面左が北となります。赤枠で囲まれている筆が今回の申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目及び5枚目が土地の利用計画図でございます。こちらにつきましても更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。

また、1枚おめくりいただきまして、太陽光パネルを支える架台の支柱の面積12.24平米が今回の一時転用の対象でございます。また、計画発電量は239.19キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートルで間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地及びその周囲の農地と一体として営農を行う計画でございます、作物につきましてはウドを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。こちらに記載がありますとおり、ウドにつきましては4月から5月に収穫、生育状況を見ながら適宜追肥、除草を行う計画でございます、2年目以降につきましても同様の営農計画でございます。

次に、利用する農業機械でございますが、記載のとおりでございます。本申請人の農業経験につきましては9年、そのうちウドにつきましては4年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ウドは陰性植物であるため営農への影響はないものと考えられます。また、支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートル、また間隔につきましても、3メートルであることから使用予定の農業機械も入ることができ、効率的に農作業が行えるものと考えられます。

また、下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載がありますとおりでございます、根拠のところにつきましては、添付資料①とございますが、今回お配りしている資料には添付がないのですけれども、こちらにつきましては、農林水産省の野菜栽培技術指針を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが現地の写真でございます、撮影日は5月20日とのことでございます。こちら参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、続きまして、班長さん、調査報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、株と株との間隔が離れ過ぎている印象でした。間隔を広く空けた理由は何ですか。

回答 これまで栽培してきた経験から、株と株との間隔を空けたほうが丈の長いウドが収穫できたので、間隔を広くとって植えています。

質問2 現地では土寄せをした様子が見受けられなかったのですが、土寄せは行わないのですか。また、土寄せをする場合、別のところから土を搬入するのですか。

回答 土寄せは行っています。たび重なる台風で土が流されたことや、また除草作業の際にならしてしまったところもあります。土寄せのための客土はせず、敷地内の土を使用します。なお、土寄せは管理機で行っています。

質問3 株は何年かしたら植えかえるのですか。

回答 別の圃場に植えているウドは五、六年経過していますが、問題なく生育しています。病気が増えてきたら植えかえを考えたいと思います。

質問4 収穫したウドの品質はどうでしたか。

回答 流通の際にやや長さが短いとの声が寄せられたため、丈の長いウドを収穫できるように工夫を検討しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けします。

ナンバー3についてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4ですけれども、ナンバー4からナンバー5、6については関連する案件でございますので、一括して審議します。

それでは、事務局、ナンバー4からナンバー6まで説明をお願いします。

○事務局

4番から6番、3件につきましては、いずれも営農型太陽光の更新の案件でございます。営農者、栽培する作物、一時転用の期間が同一の案件でございますので、まとめてご説明させていただければと思います。

また、説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。訂正箇所は、ナンバー4、5、6、3件の申請の理由欄の一時転用期間でございます。H33年をH31年に訂正をお願いいたします。ナンバー4、5、6の一時転用期間を平成33年から平成31年に訂正をお願いいたします。訂正の理由につきましては、先にご審議いただきました関連案件の3条地上権設定の際にご説明させていただきましたが、今回は3年の更新の申請から1年の更新に変更した上でご審議いただきたいとのことございましたので、訂正をお願いさせていただきました。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

4番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。平成30年12月20日から平成31年12月19日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、先ほどご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第3号ナンバー8でございます。

5番 契約内容は賃貸借、申請の理由及び一時転用期間につきましては、先ほどの4番と同様でございます。関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請

でございます議案書13ページ、議案第3号ナンバー9が関連案件でございます。

6番 契約内容は賃貸借、申請の理由、一時転用期間につきましては、先ほどの4番、5番と同様でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請の議案書13ページ、議案第3号ナンバー10でございます。

それでは、審議資料のご説明に移らせていただきます。まず、別添の農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料をご覧ください。まず、1枚目、表紙は位置図でございます。図面左上の丸印の箇所が申請地でございます。みさと芝桜公園から南に約500メートル、また群馬県立農林大学から北に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。少しわかりづらくて申し訳ございませんが、図面左上の丸印の箇所で、町名地番が手書きで記載されているところが申請地でございます。申請地周辺につきましては、宅地等が散在してはおりますが、申請地含め、農振農用地が広がっているような地域でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。マーカー等で示されておらずわかりづらく申し訳ございませんが、中央の大きな旗ざおの土地が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北に営農者の自宅があり、そのほかは農地に接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。全体の面積2,860平米のうち北側の447平米を使用しまして、そちらに太陽光パネルが設置されております。

もう一枚おめくりいただきまして、5枚目以降が営農計画書でございます。先ほどご覧いただきました太陽光パネルの下でフキを栽培する計画でございます。パネル下部の農地の面積につきましては447平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画につきましては、昨年と同様、当初計画からの作物であるフキを栽培するとのことでございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間でございますが、1月に施肥、3月に植えつけ、4月、5月に収穫を行いまして、年間通して適宜除草作業を行う計画でございます。また、植えつけにつきましては、計画書では毎年と記載されてはおりますが、実際には根づかなかった部分につきまして、そちら補うような形で随時植えつけを検討すると伺っております。

農作業に従事する者の農作業経験等につきましては、農作業歴は15年、フキの栽培につきましては4年の経験であると伺っております。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みにつきましては、太陽光パネルの配置から日照量は3分の2が確保されるため問題ないと伺っております。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さの最低地上高が3メートル、最高地上高3.1メートル、間隔は3.8メートルとなっております。作業を効率的に行う上で通常必要となる空間については十分確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が1,700キログラムであるのに対しまし

て、単収見込みが1,360キログラムとなり、地域の平均8割を目指すものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現在の現地の写真となっております。撮影年月日につきましては、記載されているとおり、今年の9月22日のものがございます。

続きまして、ナンバー5の審議資料をご覧いただければと思います。ナンバー5につきましては、先ほどご説明させていただきましたナンバー4と同じ土地となっておりますので、審議資料1枚目から3枚目は同様となっておりますので省略させていただきます。4枚目の土地利用計画図からごらんいただければと思います。こちら2,860平米のうち先ほどのナンバー4の部分の南側に接する447平米を使用しまして、そちらに太陽光パネルを設置しております。

1枚おめくりください。5枚目以降が営農計画でございます。こちらは、先ほどご説明したナンバー4と同様の内容になりますので、読み上げを省略させていただきます。

続きまして、最後の案件になりますが、ナンバー6の審議資料をご覧ください。こちらの審議資料につきましても、1枚目と2枚目はナンバー4、ナンバー5と同様のため省略させていただきます。3枚目の公図からご覧ください。先ほどの4番、5番の土地とは異なる土地の申請でございます。中央の丸印がついております地番が申請地となりまして、先ほどの4番、5番の北西側にある土地でございます。

さらに1枚おめくりいただければと思います。こちら4枚目が土地利用計画図でございます。土地の面積全体1,600平米のうち、その西側の447平米を使用して太陽光パネルを設置しております。

もう一枚おめくりください。こちら5枚目以降が営農計画書でございますが、こちら異なりますが、営農計画につきましては先ほどご説明させていただきました4番、5番と同様の内容となっておりますので、読み上げを省略させていただきます。

なお、代理人から伺った話によりますと、先日の事前調査の際に農業委員さんから雑草に強い作物への転換ですとかいろいろな意見をいただいたとのことございまして、今後は作物転換を含めて営農の改善を検討していくとのことございました。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査班長、報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告第4班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー4、5、6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人の家族で代理人兼営農者と譲渡人である土地所有者で営農者である2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、以前から比べるとフキが増えている様子でしたが、一部雑草も残っており、管理が行き届いているとは言えない感じでした。草刈りは年間何回しているのですか。また、肥料は何を使用しているのですか。

回答 全体の草刈りについては、年3回行っています。私なりに頑張っているつもりです。肥料については、鶏糞がよいと伺いましたので、それのみを使用しています。

質問2 収穫したフキは、当初の計画では直売する計画となっていました。フキの販売状況はどうですか。

回答 まだ販売まではできていません。品質的にはよいものもあるのですが、その収量が少ないため自家消費と知り合いに配る程度です。

質問3 営農型太陽光の更新では周辺の同じ作物と比較して品質を落とすことなく、収量も通常の8割を確保する必要があります。作物の生育については除草作業で苦戦しているのであれば、ほかの作物を考えてはいかがですか。フキではなく、カボチャやサツマイモなど耕運することで除草もでき、マルチを敷けば雑草対策にもなります。

回答 フキにはこだわっていません。よい作物があれば、ぜひ試してみたいので、これから作物の転換も検討したいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けします。

どうぞ、お願いします。

○17番飯塚委員 17番、飯塚です。こちらについて私も地元の案件ということで非常に気にはしていたのですが、実際にフキも前に比べると大分つくっている様子も見受けられてよかったなどは思っていたのですが、まるっきり耕作していないというわけではない感じに見受けられました。ただ、雑草もちょっと多い部分もありまして、その辺がやはり気になるところではあります。今回の4班の班長さんの報告のとおり、フキにかわるよい作物があればぜひ試してみたいともおっしゃっていますので、作物を変更するというところでやむ得ないところもあると思いますが、1年間様子を見て判断してみたいかと思っております。本人も、1年更新もご納得されているようなので、いかがでしょうか。

以上です。

○会長 地元委員さんには指導等お願いしますということで飯塚委員にも以前お願いしたことあります。今、飯塚委員さんのお話のとおり、前から見れば大分フキの量も増えてきたのですが、ちょっとまだ除草ですか、草の退治がちょっとできていない。そういうので、なかなか増えてこないということで、この間聞き取り調査の時に班の者からこういう作物はどうですかとちょっと提案したわけです。そしたら、その作物カボチャだったか……

○事務局 そうですね、カボチャです。

○会長 話をしたわけです。それなら1年で作物を収穫できますから。そんなので当人も、その気になって「では、やってみますかね」なんて、そんな話になって今回このような結果の報告が出てい

るわけです。そういうことで、1年ということ、3年の許可はちょっと出ないのですけれども、1年ということ、今回も許可するという、皆さんのほうからどうでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、そういうことで許可相当とすることにいたします。

それでは、最後になりますけれども、ナンバー7に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成30年11月22日から平成40年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権の設定の3条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー12番が関連案件でございます。

なお、第3条の地上権設定の許可及びこちらの第5条の許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー7審議資料をご覧くださいと思います。

1枚目は位置図でございます。資料を横向きにしていただきまして、左下の赤枠で囲まれた土地が申請地でございます。群馬県立双葉高等特別支援学校から南西に550メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の青色で着色されている箇所が申請地でございます。本申請地は東側に広がる一団の農振農用地の端に位置しておりまして、申請地の西側につきましては川を挟み集落が広がっております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央の申請地と書かれた筆が申請地ございまして、北側は同法人により営農型太陽光発電がされている農地、東側は水路、南側は公道によって分断されており、西側につきましては川の土手の部分となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図でございます。こちら大変申しわけございませんが、一部訂正がございまして、図面右上の欄の一番下の部分でございますが、こちらネットフェンスと記載がございまして、正しくは1.5メートルの防獣ネットでございます。

それでは、説明に入ります。申請地には図面のとおり合計220枚の太陽光パネルを設置する計画でございます。計画発電量は59.4キロワットの低圧の営農型発電設備でございます。図面の中にある点線につきましては、法面でございます。また、周囲には1.5メートルの防獣ネットを張り、獣害対策をすると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、こちら営農型太陽光パネルの支柱部分の求積図でございます。申



請地の赤丸部分が支柱でございまして、合計56本、総面積は2.24平米が一時転用の対象でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置される予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農型発電設備下部の営農計画書でございます。こちら下部の農地656平米につきましては、サツマイモを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、年間の営農計画でございます。こちらに記載がありますとおり、1年目は設備工事、2年目の2月から土づくりと定植、そして10月以降収穫という計画になっておりまして、3年目以降につきましては、設備工事を除き同様にを行う計画でございます。

また、次に利用する農業機械でございますが、農業機械につきましては記載のとおりでございまして、本申請人の農業経験につきましては9年、またサツマイモの経験につきましては9年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、こちら同法人が既に伊勢崎市にて同様の営農型発電を行っており、営農可能とのことでございます。また、支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートルということでございます。また、効率的に農作業が行えるものと考えられます。また、下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございまして、こちらは農林水産省の資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらの写真につきましては、伊勢崎市の境島村で既に同法人による営農型発電設備設置済みのサツマイモの畑でございます。写真は、今年の8月22日のものでございまして、現在サツマイモの収穫がなされている最中であると伺っております。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、調査報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告第4班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー7について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 サツマイモの種類は何ですか。

回答 ベニアズマか、現在、伊勢崎市の営農型の圃場で栽培しているベニハルカのどちらかで検討しています。

質問2 苗の準備はしているのですか。

回答 県内の種苗業者に手配しています。

質問3 申請地の地目が田になっていますが、土質はどのようなものになりますか。

回答 元々が田んぼであったため、土壌改良を行う必要があると考えています。伊勢崎市の圃場は、河川の近くで砂地であり、サツマイモの生育には適しています。そちらを参考にしたいと思います。

質問4 サツマイモはイノシシの好物になります。何か対策はしますか。

回答 申請地の周囲に防獣ネットを張る予定です。また、必要に応じて電気柵の設置も検討していきたいと思います。

質問5 サツマイモは加工用としても販売するのですか。

回答 加工用ではなく、そのままの販売をすると聞いています。形の悪いものは加工用にすることもあると思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆様より質疑をお受けいたします。

今回ここでサツマイモをつくると、まだ田んぼなのでよくサツマイモをつくるなと思っています。それなりに土壌改良すると言っていますけれども、本当なら畑がいいのでしょうか。どんなサツマイモができるか。本来なら砂地だよ、サツマイモは。やってみるのもまた勉強でしょう。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がなければ許可相当とすることにいたします。

それでは、これで事前調査のは終わりました。

ここで小休止するわけですが、今3時7分ぐらいですか、20分まで小休止します。

それでは、20分まで、10分程度小休止です。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

これから5条の一括審議に移ります。また、今回非常に案件が多いため、ナンバー8からナンバー35までが南部地区の案件です。2つに分けます。南部と北部。前半に南部をやって、後半、北部ということで審議いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、ナンバー8からナンバー35まで説明をお願いします。

## ○事務局

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら先にご審議いただきました取消願、議案第1号ナンバー1の関連案件でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。山林160平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため夫婦の実家の中間点にある申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、新規事業の設立に伴い資材の保管場所と駐車場が不足しているため申請地を母より借り受けて使用したいという物置及び露天駐車場の申請でございます。こちら雑種地23平米及び宅地456.62平米と一体利用の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら宅地137.79平米と一体利用の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく妻の祖父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、参拝者の安全を確保するため申請地を通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は平成

30年11月23日から平成31年2月28日までの3カ月間でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら農地種別区分、第1種農地とございますけれども、許可の例外の集落接続に該当するものと思われま。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら先にご審議いただきました計画変更申請、議案第2号ナンバー2の関連案件でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら次のナンバー30の関連案件でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら農地種別区分が第1種農地とございますけれども、第1種の不許可の例外でございます集落接続に該当するものと思われま。

32番 契約内容は売買、園庭が不足しているため、こども園に隣接する申請地を買い受けて使用したいという園庭の申請でございます。なお、次のナンバー33、34が関連案件でございます。

33番 契約内容は売買、申請の理由以降につきましては同様でございますので、省略いたします。

34番 契約内容は売買、申請の理由以降につきましては同様でございますので、省略いたします。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の案件につきましては28件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 南部地区の説明が終わりました。

それでは、皆様より質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がなければ許可相当とすることにいたします。

続きまして、北部の案件に入りたいと思います。

それでは、事務局、ナンバー36からナンバー63までの説明をお願いします。

○事務局

36番 現在他法令での調整中ございまして、今月につきましては保留でお願いいたします。

37番 契約内容は売買、会社から近い申請地を買い受けて露天資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、鉄塔の建てかえ工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請ございまして、雑種地37.76平米、用悪水路66平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は平成30年12月1日から平成31年4月26日までの約5カ月間となっております。

39番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅5棟の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

40番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、自宅に近く管理しやすい申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらはさきにご審議いただきました議案書7ページ、計画変更申請、議案第2号ナンバー5の関連案件でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、一体で利用する計画である次のナンバー47を関連案件としております。

47番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて隣接地に建築する住宅の道路用地として使用し

たいという道路用地の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため実家に隣接する申請地を祖母の妹より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、来年4月に予定している市議会議員選挙の事務所及び露天駐車場として申請地を義母より借り受けて使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成30年11月26日から平成31年11月25日までの1年間でございます。なお、転用期間が1年となっておりますが、使用後は残りの転用期間によらず、速やかに農地に復元すると伺っております。

54番 契約内容は賃貸借、駐車場が不足しているため工場に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑3,612平米と一体利用の計画でございます。

55番 契約内容は賃貸借、送電線の張りかえ工事に伴い申請地を作業場として使用したいという工事用地の申請でございます、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間は平成30年12月1日から平成31年5月31日までの6カ月間となります。

56番 契約内容は賃貸借、送電線の張りかえ工事に伴い申請地を作業場として使用したいという工事用地の申請でございます、こちらの案件も一時転用となりまして、転用期間は平成30年12月1日から平成31年5月31日までの6カ月間となります。

57番 契約内容は贈与、資材置き場への進入路が狭く申請地を譲り受けて通路として使用したいという通路用地の申請でございます、こちら用途指定があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

60番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光

発電設備設置用地の申請でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、用途指定区分があり、工業地域でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては28件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 北部地区の説明が終わりました。この中に一番最初の36番ですか、36番が保留ということで、36番を除き、これより質疑をお受けします。

これとってないでしょうか。皆さん、どうですか。

どうですか。

塚越委員さん。

○6番塚越委員 36番の保留の理由をちょっと、近くなので、お願いいたします。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 36番につきましては、申請地の西側に山林がございまして、その山林の一部が土砂災害警戒地域というものになっておりまして、そちらとの兼ね合いで今月は調整させていただいております。そちらの見込みがまだ確認できないため保留というような形でございます。

○6番塚越委員 では、確認に行くわけですか。

○事務局 そうですね。確認に時間がかかっているような形でございます。

○6番塚越委員 来月オーケーが出ますか。

○会長 では、係長、お願いします。

○事務局 補足なのですけれども、今回の申請地自体も、先ほど担当が話したとおりで、山林とともに一帯で土砂災害区域にかかっております。こちらは、今、県土木事務所と調整しておりまして、その調整に時間がかかるということで、今月は保留にさせていただき、そちらが整えば来月でも見込みがある案件と考えてます。

以上です。

○6番塚越委員 はい、わかりました。いいです。

○会長 よろしいでしょうか。

○6番塚越委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、なければ許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は平成30年6月26日でございます。なお、10月26日に地元の津久井一義委員さんと現地調査を実施し、申請地は問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はございませんでした。補足となりますが、先ほどお話しいたしました特定貸付地でございますが、こちらは利用権設定によりほかの農業者に貸し付けているものでございますが、平成21年度の税制改正により、ほかの農業者に利用権等での貸し付けを行った場合でも納税猶予が受けられるものとなっております。また、農地としての利用は終身となっております。

以上、補足説明を終わります。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は、1件でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。津久井委員さんも確認したということでございますので、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

まず初めに、ナンバー1の申請事項に変更がございましたので、ご報告をいたします。ナンバー1の上から1つ目につきまして取り下げとなりましたので、よろしく願いいたします。なお、取



り下げ理由でございますが、当該地は河川の一部となっていることから、本堤防を管轄する国土交通省高崎河川国道事務所と収用履歴等に関して別途確認が必要となったためでございます。よろしくお願いいたします。

取り下げ事項を除きまして説明のほうに戻らせていただきます。

1番 現況地目、原野。非農地としての理由、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。次に、ここは南八幡地域ですので、地域担当委員の塚越委員から報告をお願いいたします。

○15番塚越委員 現地は鑓川の河川敷でございます、高崎側ではなくて藤岡市側の河川敷でございます。244平米となっておりますけれども、もう既に原野化していて、もうどうにもならない状況になっておりますので、非農地として判断をいたしました。

○会長 塚越委員からの報告は終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、今その取り下げを除きまして証明することにいたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

議案、農用地利用集積計画についてご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。また、申しわけございませんが、ここで差しかえのお願いがございます。先にお配りさせていただきました1枚紙の上に「利用集積計画書」と書かれているものをご用意いただき、こちらを厚い冊子の5ページ目、6ページ目に差し込みをお願いします。こちら、貸し手に修正がございましたので、5ページ目、6ページ目の差しかえとなります。厚い冊子のほうに差し込みをお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決

定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、平成30年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子のほうは、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明をさせていただきますので、薄い冊子の総括表をごらんいただきまして、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は123名、利用権を設定する者は330名です。利用権が設定される面積は、田の通年が382筆、50万8,033平米、田の期間借地が143筆、18万9,262平米、畑が139筆、16万4,300平米、合計で664筆、86万1,595平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積が38万1,993平米、割合は44.3%となっております。

続いて、裏面の資料をご覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は田が6万8,307平米、畑が1万615平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が47万9,610平米、畑が12万3,276平米、6から10年未満の農用地の面積は田が10万5,515平米、畑が2万5,395平米、10年以上の農用地の面積は、田が4万3,863平米、畑が5,014平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がなければ決定することにいたします。

続きまして、議案第9号に移ります。

議案第9号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について。

標記規程中次のように改正することについて、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第9号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について。

資料は、別途お配りさせていただきました、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の新旧対照表、それと、上に（案）と書かれております高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程でございます。

それでは、新旧対照表のほうをご覧くださいと存じます。改正は第7条でございます。現行

におきましては、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第7条第1項では、推進委員の募集を行う際の事前の周知といたしまして、同項第1号、広報高崎への掲載、第2号、農家の友への掲載、第3号、ホームページへの掲載、第4号、高崎市の掲示板への掲示、この4つを行わなければならないと定められております。しかし、第2号の農家の友への掲載につきましては、発行回数が年3回と決まっておりますので、随時の募集に対応できないことがございます。そのため、本改正案によりまして、第7条第1項第2号を削除し、農家の友へ掲載しなくても推進委員候補者の募集が行えるようにするものでございます。なお、今後、農家の友へ募集記事を掲載する場合には、改正後の同項第4号のその他農業委員会が認める方法に基づきまして掲載することが可能となっていることを申し添えます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様より質疑をお受けします。

異議がなければ、ただいまの事務局の説明のとおり、推進委員の委嘱に関する規程を改正してよろしいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、規程の改正の手続を進めさせていただきます。

これで議案のほうは終わりました。

次に、報告事項に入ります。今日は、報告事項第1号から第6号までありますけれども、では、順次報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地利用最適化推進委員の募集について。

農地利用最適化推進委員の募集につきまして、先月も募集を行うことについてのご報告をさせていただきましたが、募集の期間等、詳細が決まりましたので、改めてご報告させていただきます。募集人数は1名、募集の区域は堤ヶ岡区域でございます。募集の期間は、11月6日から12月4日の約1カ月間でございます。推進委員の委嘱までの手続といたしましては、まず(1)、推進委員候補者を募集いたします。期間は、11月6日から12月4日まででございます。

続きまして、(2)、募集が終わりましたら、農業委員会の指示によりまして農地利用最適化推進委員評価委員会で推進委員候補者の評価を行います。

続きまして、(3)、評価委員会の評価を受けまして、総会にて新しい推進委員の委嘱を行うという流れとなります。最短では1月7日の総会の議題になるものと考えております。

また、募集の周知につきましては、広報高崎11月1日号に推進委員募集の記事が掲載されております。それとともに、ホームページにも掲載する予定でございます。募集要項、推薦書、応募書につきましては、11月6日から高崎市ホームページ、または農業委員会事務局の窓口で取得すること

ができるようになります。

今回の募集につきまして、もし委員さんのところに農業者の方などから問い合わせ等ございましたら、事務局へ連絡するようお伝えいただけましたらと存じます。

推進委員候補者の募集についての報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 では、報告2号をお願いします。

○蜂須賀あっせん委員

報告第2号 農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん結果について。

大変お世話になります。あっせん委員の蜂須賀でございます。議案書の47ページ、48ページをご覧ください。報告第2号 農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん結果についてということで報告させていただきます。

あっせん申出者等及び2の申出農地等及び売買希望額については、先月事務局より説明があった今回のあっせん事業の概要のため説明は省略させていただきます。

3の農地移動適正化あっせん事業結果をご覧ください。先月決定いただきましたあっせん譲受候補者の方、12名に対して10月9日にあっせん委員の私と事務局職員であります農業振興担当、西補佐及び發地主事の計3名にて訪問をさせていただきました。あっせんを行いました結果でございますけれども、不成立と。その主なる理由につきましては、価格面が折り合わないというような形が大半を占めている結果となりました。

以上、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん結果という形をご報告申し上げます。

以上でございます。

○会長 ただいま蜂須賀推進委員さんからご報告がございまして、今回は不成立と、そういうことでございます。蜂須賀さんにはいろいろお力添えいただき、無理なことをお願いして申しわけなかったのですが、残念な結果で。どうしても、これはちょっと値段が高いということで。ご苦労さまでございました。

続きまして、第3号に移りますか。

○事務局

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は宅地分譲、道路用地、用途指定区分は第1種住居でございます。ほか8件、計9件の4条届け出におきまして書類審査を行い、適法だったため受理書を交付しております。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか27件、計28件の5条の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか10件、計11件の18条の通知につき

まして書類審査し、適法であったため通知を受理しております。

報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番と2番につきましては、こちら9月の総会で許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課との協議が調わなかったことから、許可書の交付を保留しておりましたが、1番につきましては、30年9月25日、2番につきましては、30年9月28日に開発のほうの調整がつきましましたので、同日で許可書を交付しております。3番からは、先月の総会におきまして許可相当としていた案件でございます。4条につきましては7件、5条につきましては54件でございます。

また、ナンバー53とナンバー58につきましては3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当で問題ないということで回答をいただいております。ほかの案件につきましても、他法令の確認がとれましたので、平成30年10月22日付で許可書を交付しております。

以上で報告事項を終わります。

○会長 今、第1号から第6号までの報告がございました。この件に関して皆さんのほうから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ないですか。

○全員 なし。

○会長 それでは、その他ということで事務局のほうから何かございますか。

○事務局 ございません。

○会長 ない。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第17回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4時10分 閉会